

処遇改善加算についての情報公開

「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」

の取得状況について

社会福祉法人村山苑 福祉事業センターでは、「福祉・介護職員処遇改善加算」と「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の両方を取得しています。

福祉・介護職員処遇改善加算

福祉・介護職員の賃金改善を目的に平成24年度（2012年）から障害福祉サービス等報酬に創設された制度です。キャリアパス要件を満たし、職場環境の改善を行った事業所に対して支給されます。**福祉事業センターは次の通り要件Ⅰ～Ⅲの支給要件を満たし、「福祉・介護職員処遇改善加算」を取得しています。**

- 【要件Ⅰ】
- ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
 - ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
 - ③ ①②について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。
- 【要件Ⅱ】
- ④ 福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標設定。
 - ⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容。
 - イ 資格取得のための支援の実施
- 【要件Ⅲ】
- ⑥ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設けている。
 - ⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容。
 - ア 経験に応じて昇給する仕組み。
 - イ 資格等に応じて昇給する仕組み。
 - ウ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算

福祉・介護職員人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進めるために、令和元年10月より始まった制度で、算定要件を満たしている事業所に対して支給されます。**福祉事業センターは次の通り算定要件を満たし、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を取得しています。**

【配置要件】

福祉専門職員配置等加算を算定していること。

【現行加算要件】

現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

【職場環境等要件】

① 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

② 労働環境・処遇の改善

- ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

③ その他

- ・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・非正規職員から正規職員への転換

【見得る化要件】

- ・「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載（予定）
- ・自社のホームページに掲載
- ・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示

以上